

当社とジャパン・インフラストラクチャー・イニシアティブ株式会社との
合併に係る会社法第 801 条第 1 項に規定する備置書類

2023 年 4 月 1 日
東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
三菱HCキャピタル株式会社
代表取締役 久井 大樹



三菱HCキャピタル株式会社（以下、「当社」といいます。）及びジャパン・インフラストラクチャー・イニシアティブ株式会社（以下、「J I I」といいます。）は、2023年2月10日付で締結した吸収合併契約に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、J I Iを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の規定に基づく開示事項は以下のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1項）
2023年4月1日
2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第200条第2項）
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過
J I Iに対して、差止請求を行った株主はありませんでした。
 - (2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過
 - ①反対株主の株式買取請求（会社法第785条）
J I Iに対して、株式買取請求を行った株主はありませんでした。
 - ②新株予約権買取請求（会社法第787条）
J I Iは、新株予約権を発行しておりません。
 - ③債権者の異議（会社法第789条）
J I Iは、会社法第789条第2項及び第3項の規定により、同条第2項各号に掲げる事項を、2023年2月20日付の官報及び電子公告にて公告しましたが、所定の期間内に会社法第789条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。
3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第200条第3項）
 - (1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過
当社に対して、差止請求を行った株主はありませんでした。
 - (2) 会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過
 - ①反対株主の株式買取請求（会社法第797条）
当社に対して、株式買取請求を行った株主はありませんでした。

②債権者の異議（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、同条第 2 項各号に掲げる事項を、2023 年 2 月 20 日付の官報及び電子公告にて公告しましたが、所定の期間内に会社法第 799 条 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）
当社は、本合併の効力発生日である 2023 年 4 月 1 日をもって、J I I から資産及び負債並びに権利義務の一切を承継いたしました。
5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面（会社法施行規則第 200 条第 5 号）
別紙のとおりです。
6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）
2023 年 4 月 3 日に申請予定であります。
7. その他本合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）
該当事項はありません。

以 上

別紙

吸収合併に関する事前備置書類

2023年2月20日

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
ジャパン・インフラストラクチャー・イニシアティブ株式会社
代表取締役 小田嶋 弘明



ジャパン・インフラストラクチャー・イニシアティブ株式会社（以下、「当社」といいます。）は、2023年4月1日を効力発生日、三菱HCキャピタル株式会社を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）に係る吸収合併契約を締結することを決定致しました。

会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の規定に基づき、本合併に際して開示すべき事項は以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）
別紙1のとおりです。
2. 会社法施行規則第182条第1項各号に定める事項の内容の概要
 - (1) 合併対価の相当性に関する事項
当社が三菱HCキャピタル株式会社の完全子会社となることを本合併の条件とすることから、本合併に際して金銭等の交付は行いません。
 - (2) 合併対価について参考となるべき事項
該当事項はありません。
 - (3) 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めに関する事項
該当事項はありません。
 - (4) 計算書類等に関する事項
 - ①最終事業年度に係る計算書類等の内容
三菱HCキャピタル株式会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の掲示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。
 - ②最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
三菱HCキャピタル株式会社及び当社に、該当事項はありません。
 - (5) 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項
本合併の効力発生日以後の三菱HCキャピタル株式会社の資産の額は負債の額を十分上回ることが見込まれます。さらに、本合併の効力発生日以後の三菱HCキャピタル株式会社の収益及びキャッシュフローの状況について、三菱HCキャピタル株式会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。
以上により、本合併の効力発生日以後においても、三菱HCキャピタル株式会社の債務の履行の見込があるものと判断しております。

(6) 事前開示開始後の上記各事項の変更

本事前開示開始以降、上記事項に変更が生じたときは、直ちに開示いたします。

以 上



合 併 契 約 書

三菱HCキャピタル株式会社

ジャパン・インフラストラクチャー・イニシアティブ株式会社

合併契約書

三菱HCキャピタル株式会社（以下、「甲」という。）、及びジャパン・インフラストラクチャー・イニシアティブ株式会社（以下、「乙」という。）は、次の通り合併契約を締結する。

（吸収合併）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下、「本合併」という。）し、甲がその権利義務の全てを承継する。

② 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次の通りである。

（1）吸収合併存続会社

商号：三菱HCキャピタル株式会社

住所：東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

（2）吸収合併消滅会社

商号：ジャパン・インフラストラクチャー・イニシアティブ株式会社

住所：東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

（合併に際して発行する株式等）

第2条 甲が乙の発行済み株式の全てを取得することを予定していることから、本合併に際し、株式の発行や金銭等の交付を行わない。

（資本金及び準備金等）

第3条 本合併により、甲の増加する資本金及び準備金等は、次の通りとする。

① 資本金の額：金0円

② 資本準備金：金0円

（合併承認株主総会）

第4条 甲は、会社法第796条第2項に定める簡易合併の規定により、乙は、会社法第784条第1項に定める略式合併の規定により、それぞれ本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

（合併の効力発生日）

第5条 本合併の効力発生日は、2023年4月1日とする。但し、本合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

（承継する権利義務）

第6条 乙は、2022年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに本合併の効力発生日の前日までの増減を加除した資産、負債その他一切の権利義務を本合併の効力発生日においてそれぞれ甲に引き継ぎ、甲はこれを承継するものとする。

② 乙は、2022年4月1日から本合併の効力発生日に至るまでの資産、負債及び権利義務に変動を生じたものについて、別に計算書を添付して、その内容を甲に明示するものとする。

（善管注意義務）

第7条 甲及び乙は、本契約締結後、本合併の効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってそれぞれの業務執行、財産管理・運営にあたるものとし、その財産及び権利義務に重

大な影響を及ぼす行為については、事前に甲乙協議の上、これを行うものとする。

(合併条件の変更又は契約の解除)

第8条 本契約締結の日から本合併の効力発生日に至るまでの間において、①天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又は②本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲乙協議の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

(費用の負担)

第9条 本合併の効力発生日以降において、乙の解散のために支出すべき費用は、全て甲の負担とする。

(合併契約の効力)

第10条 本契約は、合併の効力発生日の前日までに、甲が乙の発行済み株式の全てを取得できないときは、その効力を失うものとする。

(規定外事項)

第11条 本契約に定めのない事項その他本合併に際し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上、本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

2023年 2月 10日

甲 所在地 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

会社名 三菱HCキャピタル株式会社

代表取締役 社長執行役員 柳井 隆博



乙 所在地 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

会社名 ジャパン・インフラストラクチャー・イニシアティブ株式会社

代表取締役社長 小田嶋 弘明





別紙 2

第 6 期 計算書類

自 2021年4月 1日
至 2022年3月31日

東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号

ジャパン・インフラストラクチャー・イニシアティブ株式会社

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	30,451,547	流動負債	12,275,400
現金及び預金	26,964,714	短期借入金	10,113,062
営業貸付金	2,956,099	1年内返済予定の	78,514
未収金	13,623	長期借入金	
未収収益	517,110	未払金	141,535
		賞与引当金	3,000
固定資産	24,895,577	預り金	3,697
有形固定資産	21,428	未払法人税等	219,662
建物附属設備	16,137	その他	1,715,928
器具及び備品	5,291		
無形固定資産	6,517	固定負債	12,805,989
ソフトウェア	6,517	長期借入金	12,805,989
		負債合計	25,081,390
		純資産の部	
投資その他の資産	24,867,631	株主資本	30,282,807
子会社株式	1,673,577	資本金	17,500,000
投資有価証券	23,059,643	資本剰余金	17,500,000
差入敷金保証金	61,661	資本準備金	17,500,000
長期前払費用	34	利益剰余金	△4,717,192
繰延税金資産	37,221	繰越利益剰余金	△4,717,192
破産更生債権等	4,917,999		
貸倒引当金	△4,882,506	評価・換算差額等	601
		その他有価証券評価	601
繰延資産	17,673	差額金	
株式交付費	17,673		
		純資産合計	30,283,408
資産合計	55,364,798	負債・純資産合計	55,364,798

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

自 2021年4月 1日

至 2022年3月31日

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		
投資・金融収益	1,302,275	1,302,275
売上原価		
金融費用	29,424	29,424
売上総利益		1,272,851
販売費及び一般管理費		5,551,828
営業損失		4,278,977
営業外収益		
受取利息	542	
助成金収入	14,813	
経営指導料	4,094	
その他	243	19,693
営業外費用		
為替差損	261,000	
株式交付費償却	17,665	
固定資産除却損	237	278,904
経常損失		4,538,188
特別損失		
子会社清算損	463,419	463,419
税引前当期純損失		5,001,607
法人税、住民税及び事業税	357,003	
法人税等調整額	△37,487	319,516
当期純損失		5,321,123

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2021年4月 1日

至 2022年3月31日

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	17,500,000	17,500,000	17,500,000	603,930	603,930	35,603,930
会計期間中の変動額						
当期純損失	—	—	—	△5,321,123	△5,321,123	△5,321,123
株主資本以外の項目の会計期間中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
会計期間中の変動額合計	—	—	—	△5,321,123	△5,321,123	△5,321,123
当期末残高	17,500,000	17,500,000	17,500,000	△4,717,192	△4,717,192	30,282,807

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	630	630	35,604,561
会計期間中の変動額			
当期純損失	—	—	△5,321,123
株主資本以外の項目の会計期間中の変動額（純額）	△28	△28	△28
会計期間中の変動額合計	△28	△28	△5,321,152
当期末残高	601	601	30,283,408

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式 移動平均法による原価法
- (2) 満期保有目的の債券 償却原価法
- (3) その他有価証券
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
外貨建てその他有価証券の決算日の為替レートへの換算に係る評価差額は全部純資産直入法によっております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

デリバティブ取引は外貨建て投融資に係る為替リスクをヘッジする目的で締結した為替予約取引であり、その他流動負債に含まれております。

3. 固定資産の減価償却方法

- (1) 有形固定資産 定額法によっており、耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8年～15年

器具及び備品 5年～15年

- (2) 無形固定資産 定額法によっており、耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるために、支給見込額の当期負担分を計上しております。

(2) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒れの懸念が生じた場合には個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

(1) 投資・金融収益

営業貸付金・投資有価証券からの受取利息、受取配当金、受取手数料等を計上しております。

(2) 金融費用

資金調達にかかる借入利息・手数料等の費用、外貨建投融资の為替リスクヘッジにかかる費用等を計上しております。

6. その他計算書類作成のために重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費 3年で定額法により償却しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等については、税抜方式を採用しております。

(3) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジによっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 外貨建借入金

ヘッジ対象 外貨建その他有価証券

ヘッジ方針及びヘッジ有効性評価の方法

外貨建その他有価証券の為替変動リスクをヘッジして、安定した収益を確保するために、社内決裁に基づき、外貨建借入金をヘッジ手段としてヘッジを行っております。

ヘッジ対象とヘッジ手段の変動率が概ね 80%から 125%の範囲にあることを検証する事によりヘッジの有効性を評価しております。

但し、ヘッジ対象の外貨金額とヘッジ手段の外貨金額が同額であり、完全に相殺されると見込まれる場合は、有効性評価を省略しております。

会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日) 等を当会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる、計算書類への影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。) 等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日) 第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

破産更生債権等 4,917,999 千円

貸倒引当金 △4,882,506 千円

当社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒れの懸念が生じた場合には貸付先毎の将来キャッシュ・フロー見込に基づく回収可能性を勘案

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	677,621 千円
売上原価	108,808 千円
販売費及び一般管理費	4,059 千円

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	1,495,256 千円
子会社株式	557,357
未払事業税	35,570
その他流動負債	1,010
賞与引当金	918
その他	253

繰延税金資産小計 2,090,366

評価性引当額 $\Delta 2,052,879$

繰延税金資産合計 37,487

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 $\Delta 265$

繰延税金負債合計 $\Delta 265$

繰延税金資産の純額 37,221

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	三菱HC キャピタル㈱	(被所有) 直接 95.1%	事業資金の借入 役員の兼任4人	事業資金の 借入(注1)	10,649,669	短期借入金	10,113,062
						1年内返済予定 の長期借入金	78,514
				借入利息	108,808	—	—

(注1) 事業資金の借入の利率は、市場金利等を勘案して決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)		
子会社	JII Europe B.V.	オランダ アムス テルダム	10 €	投資業	(所有) 直接 100%	役員 の 兼任 1人	LP出資譲受(注1)	10,113,062	子会社 株式 (注2)	0		
							資本の払戻し	10,576,481				
							子会社清算損	463,419				
子会社	APPLE FINCO (J) LIMITED	英国 ロンドン	26 €	投資業	(所有) 間接 100%	役員 の 兼任 1人	社債元加(注3)	263,935	投資 有価証券	10,130,231		
							社債利息	677,621			未収収益	353,586
							担保提供(注4)	6,244,509			—	—

(注1) LP出資の譲渡額は、当該出資持分の公正価値を基に決定しております。

(注2) 2022年3月31日において、同社の清算に向けたLP出資持分譲渡及び資本剰余金の減資を行った事により、同社が営業を行う上での重要な資産・負債が消失し、実質的な清算とみなせる状況となったため、同日をもって備忘価額まで減額しております。

(注3) 未収利息を一部元加したものであります。

(注4) 担保提供に係り、担保に供している資産については貸借対照表に関する注記1に記載しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,514,170円43銭
2. 1株当たり当期純損失	266,056円20銭

第6期 計算書類の附属明細書

自 2021年4月 1日
至 2022年3月31日

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

ジャパン・インフラストラクチャー・イニシアティブ株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形固定資産							
建物附属設備	18,437	—	—	2,299	16,137	11,547	27,684
器具及び備品	7,790	—	73	2,425	5,291	10,992	16,283
計	26,227	—	73	4,725	21,428	22,539	43,968
無形固定資産							
ソフトウェア	6,616	2,750	164	2,683	6,517		
計	6,616	2,750	164	2,683	6,517		

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	—	4,882,506	—	4,882,506
賞与引当金	19,500	3,000	19,500	3,000

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目	金 額
役員報酬	45,898
給与手当	137,255
人材派遣費	3,756
諸手当	12,303
賞与	65,526
賞与引当金戻入	△16,500
退職手当	9,145
福利厚生費	45,362
採用教育費	414
事務所賃借料	59,749
設備運営費	333
減価償却費	7,409
情報処理費	10,389
広告宣伝費	286
外部情報料	13,272
業務委託費	22,898
器具備品費	3,591
外注印刷費	66
旅費通信費	1,931
交際費	45
会議費	18
租税課金	452
事業税	215,040
支払報酬	29,394
支払手数料	414
雑費	868
貸倒引当金繰入	4,882,506
合 計	5,551,828

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

第6期 事業報告

自 2021年4月 1日
至 2022年3月31日

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

ジャパン・インフラストラクチャー・イニシアティブ株式会社

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

2021年4月1日で営業開始5期目となりました当社は、株主である日立キャピタル㈱と三菱UFJリース㈱の合併により、統合会社三菱HCキャピタル㈱の連結子会社となり、収束の不透明なコロナ禍が続く厳しい経営環境の下で、新たなステージを迎えることとなりました。

営業面では、1年を通じて原則在宅勤務とする勤務体制を継続し、顧客面談・出張等の営業活動に制約を受けるなかで、投融資案件の成約獲得に努め、一方で、前期に続き、想定外のリスク顕在化の防止・早期把握を目指して、既存案件の管理に経営資源を優先的に投入しました。この結果、当期におけるフィナンシャルクローズに至った投融資案件は、前期と同じ2件、コミットメントベースの成約額は770,549千円¹（前期比8,970,035千円減）となりました。

管理面では、三菱HCキャピタルグループの一員として、同グループの方針・社内規程の導入及び適用を推進し、また、コンプライアンス・情報セキュリティ態勢の更なる向上、決算作業の短縮・決算業務の安定化などに取り組みました。このほか、オランダに設立の子会社JII Europe B.V.について、会社清算する方針とし、2022年3月に、同社にブックする投資案件の当社への譲渡と同社の減資を実行し、当期末において連結子会社から除外いたしました。

以上により、第6期（2022年3月期）における連結売上高は、営業貸付金・営業投資有価証券からの受取利息・受取配当金などの収益1,126,602千円から、営業投資有価証券の公正価値変動に伴う純損失1,596,262千円、持分法による投資損失511,678千円を差し引いた結果、純額でマイナスの981,339千円となりました。

一方、費用面は、売上原価に、株主ローン等の支払利息、為替リスクヘッジ目的に取り組んだ為替予約に係る費用など69,265千円を計上し、1,050,604千円の売上総損失を計上いたしました。また、販売費及び一般管理費に、従来の人件費・物件費・事業税に加え、融資案件にかかる貸倒引当金繰入額4,882,506千円を計上し、この結果、営業損失は6,629,508千円となり、経常損失は、営業外収益57,414千円、営業外費用17,903千円計上により、6,589,997千円となりました。

また、当期は、前述の子会社JII Europe B.V.の減資・連結除外に伴う特別利益936,995千円を計上し、税金等調整前当期純損失は5,653,001千円となり、法人税、住民税・事業税などを差し引いた親会社株主に帰属する当期純損失は5,972,518千円となりました。

¹ 円換算額は、実行時のレートもしくは成約時のレートで換算。

(2) 対処すべき課題

当社は、下表に掲げる「当社の設立目的」「当社の目指す姿」「存在意義」を踏まえ、前期からの「活動方針」を踏襲し、三菱HCキャピタルグループの社会インフラビジネスに貢献してまいります。

【当社の設立目的】

- 日系メーカー・エンジ会社を中心とした日系企業のインフラビジネス海外展開支援

【当社の目指す姿】

- 日系企業のインフラビジネスのイノベーションを主導する旗振り役
- 信頼における First Call パートナー

【当社の存在意義（株主に提供する価値）】

- 株主の将来の収益領域を切り拓くとともに、株主の社会貢献・イノベーション推進の広告塔
- 中長期的に親会社のコア事業として収益貢献

【活動方針】

（三菱HCキャピタル株との協議により、活動方針は必要に応じ見直し）

- 株主との連携・協働強化による伝統的インフラ分野+次世代インフラ分野での良質のアセット積み上げ
- 既存アセットのモニタリング強化による資産価値の維持・向上
- プロ度強化、内部基盤整備を通じた対外プレゼンスの向上

(3) 設備投資の状況

当期における設備投資の主なものとして、情報セキュリティ強化の一環として Microsoft Defender for Endpoint 導入によるシステム投資 2,370 千円を行いました。

(4) 資金調達の状況

当社は、投融資資金の調達を目的に 2018 年 8 月に締結した日立キャピタル株・三菱UFJリース株との「リボルビング・クレジット・ファシリティ（マルチカレンシー型）契約」を継承するため、2021 年 4 月に三菱HCキャピタル株と「基本取引約定書」「極度貸付契約書」を締結し、2021 年 5 月に「極度貸付契約書」を更改しました。当該契約に基づく 2022 年 3 月 31 日現在の借入金残高は 22,997,566 千円（前期末比 10,598,242 千円増）となりました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

	第3期 2019年3月期	第4期 2020年3月期	第5期 2021年3月期
売上高（千円）	672,434	1,310,970	△14,960
経常利益（千円）	△18,478	19,320	△764,820
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	3,158	18,110	△891,775
1株当たり当期純利益（円）	315.81	1,811.04	△59,397.45
総資産（千円）	32,123,725	35,074,141	54,189,870
純資産（千円）	19,444,625	18,550,443	33,986,322

	第6期 2022年3月期
売上高（千円）	△981,339
経常利益（千円）	△6,589,997
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	△5,972,518
1株当たり当期純利益（円）	△298,625.90
総資産（千円）	61,966,561
純資産（千円）	30,680,812

② 当社の財産及び損益の状況の推移

	第3期 2019年3月期	第4期 2020年3月期	第5期 2021年3月期
売上高（千円）	395,520	1,185,298	2,614,893
経常利益（千円）	△271,252	△59,251	1,905,059
当期純利益（千円）	△272,462	△60,461	1,778,104
1株当たり当期純利益（円）	△65,338.41	△6,046.13	118,432.13
総資産（千円）	27,859,515	30,211,625	49,938,016
純資産（千円）	18,886,287	18,825,939	35,604,561

	第6期 2022年3月期
売上高（千円）	1,302,275
経常利益（千円）	△4,538,188
当期純利益（千円）	△5,321,123
1株当たり当期純利益（円）	△266,056.20
総資産（千円）	55,364,798
純資産（千円）	30,283,408

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況・親会社との取引

当社の親会社は三菱HCキャピタル株式会社であり、同社は当社の発行済株式の19,020株（出資比率95.1%）を保有しております。

親会社との主な取引は、投融資資金の借入であり、「(4) 資金調達の状況」にて記載のとおり、2021年4月に、当社は親会社と「基本取引約定書」「極度貸付契約書」を締結し、2021年5月に「極度貸付契約書」を更改しました。当該契約に基づく2022年3月31日現在の借入金残高は22,997,566千円であります。

親会社との個別の借入は、社長の決裁を得て実行し、借入条件は、借入の利率が市場金利等を勘案して決定するなど、他の金融機関との取引と同じ水準になるよう検討、決定しており、当社の利益を害さないと判断しております。また、親会社との「基本取引約定書」「極度貸付契約書」は、取締役会の決議を得て締結・更改をしており、四半期毎の決算承認に際しては、資金調達の状況を取締役に報告しております。

なお、取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる事項は、当社は社外取締役に置いていないため、該当ありません。

② 子会社の状況

会社名	住所	資本金又は出資金	議決権の所有割合	主要な事業内容
JII Europe B.V. (注1)	オランダ アムステルダム	10 ￡	100% (-)	投資業
APPLE HOLDCO (J) LIMITED	英国 ロンドン	26 ￡	100% (-)	持株会社
APPLE FINCO (J) LIMITED	英国 ロンドン	26 ￡	100% (100%)	投資業

(注1) JII Europe B.V.は、2022年3月に、同社にブックする投資案件を当社に移管し、減資を実行しました。これにより、前期まで該当していました会社法施行規則第118条第4項に定める特定完全子会社から外れ、また、当期末において連結子会社から除外しました。

(注2) 議決権所有割合の()内は、議決権の間接保有割合で内数であります。

(7) 重要な企業結合の状況

「(1) 事業の経過及びその成果」にて記載のとおり、当社は、子会社 JII Europe B.V. を会社清算する方針とし、2022年3月に、同社にブックする投資案件の当社への譲渡と同社の減資を実行し、当期末において連結子会社から除外いたしました。なお、同社の清算手続は、現地制度を踏まえ、来期以降進めてまいります。

(8) 主な事業内容・事業所

主な事業内容	インフラプロジェクトにおけるエクイティ性の資金またはメザニン性の資金を含むファイナンス提供
事業所	本社：東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢
24名	2名減	38.9歳

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
三菱HCキャピタル(株)	22,997,566千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	50,000株
発行済株式総数	普通株式	20,000株

(2) 株主

株主名	持株数	持株比率
三菱HCキャピタル(株)	19,020株	95.1%
(株)三菱UFJ銀行	980株	4.9%

3. 会社役員に関する事項

取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
小田嶋 弘明	代表取締役社長 兼投資開発部長 (経営全般、投資開発部・ストラクチャリング部・監査部担当)	JII Europe B.V. Director APPLE HOLDCO (J) LIMITED Director APPLE FINCO (J) LIMITED Director APPLE BIDCO 1 LIMITED Director APPLE BIDCO 2 LIMITED Director Agility Trains West (Holdings) Limited Director Agility Trains West (Midco) Limited Director Agility Trains West Limited Director Agility Trains Management Services Limited Director
鈴木 次郎	常務取締役 (企画管理部担当)	
竹本 雅雄	取締役 (非常勤)	三菱HCキャピタル(株)専務執行役員
沢田 邦裕	取締役 (非常勤)	三菱HCキャピタル(株)常務執行役員
田代 智	監査役 (非常勤)	三菱HCキャピタル(株)財務部部長
小林 研一郎	監査役 (非常勤)	三菱HCキャピタル(株)リスクマネジメント統括部アセット・投資リスク室長

- (注1) 2021年6月24日開催の第5期定時株主総会にて選任されました監査役有馬耕平は、2021年9月30日をもって辞任し、後任として、監査役小林研一郎が、書面開催による臨時株主総会の決議により、2021年10月7日に就任いたしました。
- (注2) 当社は、保険会社との間で取締役全員・監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役・監査役がその職務の執行に起因して損害賠償請求及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。

4. 会計監査人に関する事項

- (1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

- (1) 業務の適正を確保するための体制についての決議内容

当社は、会社法第362条第4項第6号及び同第5項並びに会社法施行規則第100条の規定に基づき、業務の適正を確保するための体制の構築に関する基本方針を、2017年4月25日開催の取締役会、2019年3月28日提案の書面開催による取締役会、並びに、2022年1月27日開催の取締役会にて決議しております。直近の2022年1月27日開催の取締役会決議は、三菱HCキャピタルグループの一員として、三菱HCキャピタル(株)の取締役会決議（2021年4月1日及び2021年12月22日）を踏まえたものとなり、その決議内容は以下のとおりであります。

『2022年1月27日開催の取締役会決議』

当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める「会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」について、以下のとおり決議する。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【法令等遵守体制】

- ① 当社は、三菱HCキャピタルグループの一員として、基本的な価値観や倫理観を共有し、業務に反映させていくため、三菱HCキャピタルグループ倫理綱領・行動規範を遵守する。
- ② 当社は、各種社内規程類及びコンプライアンス・マニュアルの制定及び周知を通じて、当社の役職員が法令及び定款を遵守することを確保するための体制を整備する。
- ③ 当社は、コンプライアンスの所管部を企画管理部とし、企画管理部所管役員をコンプライアンスの統括責任者とする。
- ④ 当社は、コンプライアンスプログラム（当社の役職員を対象とする教育等、役職員が法令等を遵守することを確保するための具体的計画）を策定し、その取組状況のモニタリングを実施する。
- ⑤ 当社は、当社の役職員等が所属部署の上司を経由せず直接不正行為等を当社に報告・相談する内部通報制度として、コンプライアンス・ホットライ

ン制度を定める。

- ⑥ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫き、取引の防止に努める。
- ⑦ 当社を通じて取引される資金が各種の犯罪やテロに利用される可能性があることに留意し、マネー・ローンダリングの防止に努める。

【取締役の職務執行の法令・定款適合性確保のための体制】

- ① 当社は、取締役会における専決事項の他、コンプライアンス管理その他重要な意思決定事項について、取締役会、取締役の権限、責任を明確に定める。
- ② 取締役会は、業務執行に関する重要な情報の報告を受け、これを確認するほか、コンプライアンス・ホットライン制度を活用する。

【情報開示体制】

当社は、三菱HCキャピタルグループの一員として、当社に関する決定事実・発生事実に関し、適時適切に三菱HCキャピタル株式会社と連携する。

【内部監査体制】

- ① 当社は、内部監査の計画・実施・報告及び改善指示に関する諸手続を明確にすることにより、監査に関する活動を円滑かつ効果的に推進するため社内規程類を制定する。
- ② 当社は、内部監査担当部として監査部を設置する。監査部では、年間の監査計画に基づき、内部監査を計画的に実施、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、被監査部門に対しては、要改善事項の指摘・指導を行い、監査後は改善結果を報告させることにより、監査の実効性を確保する。
- ③ 当社の監査部長は、必要に応じ監査役及び会計監査人との間で、関係する情報を交換する協力関係を構築し、監査の効率的な実施に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る重要な文書等について、社内規程類の定めるところにより、保存・管理を行う。なお、かかる保存・管理は、監査部または監査役もしくはその補助者による監査の効率的な実施が可能な状態（またはかかる状態とするよう必要な協力が提供される状態）にて行うよう努めるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理の基本方針、リスク管理体制と運営等を定めた社内規程類を制定する。
- ② 当社は、総合的なリスク管理のための体制を整備するものとし、リスク管理の所管部を企画管理部、企画管理部所管役員をリスク管理の統括責任者とする。
- ③ 当社は、当社の経営全般に係るリスクの現状及び課題、並びに、必要に応じてその対応策等について、取締役会に報告する。
- ④ 当社は、当社のリスクのうち、主要なものを分類した上で、リスク管理規則において当該リスクの管理体制を定めるなど、リスク管理のための社内規程類を制定し、その整備の状況について検証する。
- ⑤ 当社は、三菱HCキャピタルグループの総合的なリスク管理の体制の整備・運営のため、三菱HCキャピタル株式会社と連携する。
- ⑥ 当社は、危機事態における対応の基本的な考え方及び判断基準を明確にすることにより、業務全般の運営の継続及び通常機能の回復を確保し、損失を最小限に食い止めるために必要な体制を整備するべく、社内規程類を制定する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は経営目標を定めるとともに、経営計画を制定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。
- ② 当社は、投資委員会を設置し、個別案件の実施及び個別案件の出口戦略の実施に関し、取締役会へ提言を行う。
- ③ 当社は、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、社内規程類に基づく職制、組織体制等の整備を行い、職務執行を分担する。

(5) 当社及び当社の親会社を含む企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、三菱HCキャピタルグループの一員として、グループ全体の経営管理方針を踏まえ、社内規程類を制定する。
- ② 当社は、三菱HCキャピタルグループの経営管理のため、三菱HCキャピタル株式会社が定める規程類に従って、三菱HCキャピタル株式会社に事前承認申請・報告を行う。
- ③ 当社は、三菱HCキャピタル株式会社の監査等委員会及び内部監査部門と緊密に連携し、法令遵守体制等をはじめとする業務の適正を確保する体制を整備する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、職務執行に必要な場合は、企画管理部所属員に職務遂行の補助を委嘱することができる。

(7) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人に該当する企画管理部所属員の人事考課及び人事異動並びに懲戒については、監査役の意見を聞き、懲戒の場合には事前承認を得る。

(8) 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助すべき使用人は、監査役が指示した補助業務に関しては、専ら、監査役の指揮命令に従う。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人は、次の事項を遅滞なく監査役に報告する。

- ① 当社に著しい損害（信用の失墜を含む）を及ぼすおそれのある事実を発見した場合又は著しい損害が発生した場合は、直ちにその旨（重要な訴訟に関する事項を含む）。
- ② 取締役が整備するコンプライアンス・ホットライン制度による内部通報の状況。
- ③ 反社会的勢力との取引排除・関係遮断に関する管理の状況。
- ④ その他監査役が報告を求める事項。

(10) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、コンプライアンス・ホットライン制度による報告・相談を行ったことを理由とした、報告・相談者に対する不利益な取扱いの禁止をコンプライアンス・ホットライン規則に明記する。また、従業員に対し、社員研修等を通じ、コンプライアンス・ホットラインによる報告を行った者が不利益を被ることのないことを役職員に周知する。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等について、各監査役から請求があった場合には、当該請求に係る費用が当該職務の執行に必要でないと思われた場合を除き、速やかに当該費用又は債務の適切な処理を行う。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役と代表取締役社長及び監査部長は、適宜意見交換を行う。
- ② 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士等の助言を受けることができる。
- ③ 監査役は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告を受領するほか、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う。
- ④ 監査役は、監査部と連携して、定期的又は随時、事業所等の監査を行い実態を把握しつつ、監査の実効性の向上に努める。
- ⑤ 監査役は取締役会に出席するほか、その他の重要な会議等にも出席することができる。
- ⑥ 役職員は、監査役からの調査またはヒアリング依頼に対し、協力する。
- ⑦ 監査部は、監査役に内部監査計画、内部監査結果及び重要な内部監査関連規程の改廃について報告を行うとともに、監査役からの情報提供、調査・報告に係る要請があるときは、これに応じるものとする。

(13) 当社保有のSPCの管理に関する体制

当社が保有するSPCについては、その実態及びその設立準拠法に応じて適用され得る現地法制等も踏まえ、必要に応じて、当社と一体をなすものとして上記(1)乃至(12)の記載を適用又は準用する。

(注)「SPC」とは一定の目的のために設立された特別目的会社をいう。

以上

「会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」にかかる取締役会決議は、今後も、環境の変化に応じて適宜見直しを行い、より一層の改善・充実を図ってまいります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

前述の業務の適正を確保するための体制について、第6期（2022年3月期）における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 法令等遵守体制に関する取組みの状況

i) 社内規程類の整備・運用

当期より、三菱HCキャピタル(株)の連結子会社となり、三菱HCキャピタルグループの方針・社内規程を踏まえ、コンプライアンスを初めとして各種方針・社内規程の制改定を行いました。当期制改定しましたコンプライアンス関連の方針・規程の主なものは、以下のとおりであります。

三菱HCキャピタルグループ倫理綱領・行動規範
マナー・ローンダリング等防止に関する方針
競争法遵守に関する方針
贈収賄防止に関する方針
反社会的勢力に対する基本方針
コンプライアンス規則
反社会的勢力との取引防止規則
三菱HCキャピタルグループコンプライアンスマニュアル

全ての社内規程は、前期に導入されたMicrosoft Office365機能のクラウドストレージ（Teams・SharePoint）に保存され、全役職員が閲覧可能となっております。また、社内規程を制改定する場合には、所管部署から社内通達を発信し、社内周知しております。

また、役職員のコンプライアンスの理解度を高める目的として、コンプライアンス等に関連する社内教育を実施し、当期の主なものは以下のとおりであります。

2021年6月 コンプライアンスセルフチェック実施
2021年9月 三菱HCキャピタル人権啓発基礎講座受講
2021年10月 三菱HCキャピタルコンプライアンス全般・総合講座受講
2022年2月 三菱HCキャピタル反社・マネロン・犯収法総合講座受講
2022年3月 三菱HCキャピタル個人情報保護教育受講
2022年3月 三菱HCキャピタルアンコンシャス・バイアス講座受講
2022年3月 貸金業務社内研修

ii) コンプライアンスプログラム

コンプライアンスに関する行動計画（＝コンプライアンスプログラム）を策

定し、当期は2021年5月27日開催の第79回取締役会にて承認を得ました。同プログラムでは、四半期毎にその推進状況をモニタリングし、企画管理部所管役員が、同プログラムの推進状況を、2021年7月29日開催の第82回取締役会、2021年10月28日開催の第87回取締役会、2022年1月27日開催の第91回取締役会にて報告いたしました。

iii) コンプライアンス・ホットライン

コンプライアンス・ホットライン規則（2017年3月29日制定、2021年4月1日改定）により、当社のコンプライアンス・ホットライン制度が定められております。2021年4月1日より、コンプライアンス・ホットライン受付窓口が改定され、これまでの「企画管理部長または企画管理部長があらかじめ指名した者」「監査役」「顧問の長嶋・大野・常松法律事務所の担当弁護士2名」に、三菱HCキャピタル(株)にて利用の「職場のヘルプライン」を追加いたしました。

また、同規則では、コンプライアンス・ホットライン制度による報告・相談を行ったことを理由として、報告・相談者に対して解雇その他の不利益な取扱いを行うことを禁止しております。なお、当期における通報実績はありません。

iv) 反社会的勢力対応、マネー・ローンダリング対応

2021年9月実施の三菱HCキャピタル(株)監査部監査及び2021年11月実施の当社内部監査（あずさ監査法人に委託）において、反社会的勢力対応、マネー・ローンダリング対応に関する要改善事項・気づき事項が検出されたことを踏まえ、三菱HCキャピタル(株)法務コンプライアンス部の支援を得て、2022年3月までに、以下のとおり、関連する社内規程・書式を制改定し、反社会的勢力対応、マネー・ローンダリング対応にかかる態勢整備を行いました。

反社会的勢力に対する基本方針
反社会的勢力との取引防止規則
反社会的勢力との取引防止細則
反社会的勢力からの不当要求対応マニュアル
コンプライアンス管理先に関する手続
非日系コンプライアンスチェック手続
犯罪による収益の移転防止に関する細則
マネー・ローンダリング等防止に関する手続

2022年4月より、これらの社内規程・書式の運用を定着させてまいります。

v) 労務管理

2019年4月施行の改正労働基準法を踏まえ、企画管理部より、従業員の勤務管理の状況（時間外勤務及び年休取得状況を管理）を、月次で役員に報告し、

必要に応じて、所定の手続を実施し、36協定を遵守することとしております。

前期において発生した時間外勤務（休日労働を含む）上限規制違反事象の再発防止策については、四半期毎のコンプライアンス推進状況報告とともに、2021年4月28日開催の第77回取締役会、2021年7月29日開催の第82回取締役会、2021年10月28日開催の第87回取締役会取締役会にて、進捗を報告いたしました。

vi) 情報開示

三菱HCキャピタル(株)の要請に基づき、連結子会社として、月次・四半期・年次の決算報告、ならびに、決算着地見通し・計画計数の随時報告を行っております。また、三菱HCキャピタル(株)連結決算に重要な影響を及ぼす個別案件の状況について、三菱HCキャピタル(株)インフラ事業部・経理部と連携の上、適時に報告いたしました。

また、当社が三菱HCキャピタル(株)の連結子会社になりましたので、三菱HCキャピタル(株)の財務報告に係る内部統制の対象会社となり、2022年3月に「財務報告に係る内部統制規則」を制定し、全社統制にかかる内部統制有効性報告を三菱HCキャピタル(株)インフラ事業部・経理部に提出いたしました。

vii) 内部監査体制

監査部は、三菱HCキャピタル(株)監査部の支援を得て、以下のとおり、内部監査に関する社内規程を制改定いたしました。

内部監査基本規則

内部監査規則

内部監査実施細則

監査部は、2021年5月に2021年度内部監査計画を策定し、当該計画に基づき、2021年11月に貸金業関連業務、2022年2月に情報セキュリティ・重要資産実査を対象とした内部監査を実施いたしました。なお、前期をもって旧日立キャピタル(株)監査室の業務支援が終了しましたが、2021年11月の貸金業監査では、あずさ監査法人への業務委託により内部監査を実施いたしました。

内部監査結果は、監査実施の都度、監査部長から社長及び監査役へ報告され、フォローアップ手続として、監査結果に基づく改善要望事項への対応については、被監査部署より監査部長宛に報告しております。なお、2021年度の内部監査結果の総括報告は、2022年4月28日開催の第97回取締役会にて報告予定であります。

監査部長は、必要に応じて、監査役及び会計監査人と打合せを行い、監査施策・監査結果等の情報連携を行っております。

② 重要な情報の保存及び管理に関する取組みの状況

i) 重要な文書・電子データ等の保存・管理

文書管理規則（2018年2月23日制定、2022年2月1日改定）・文書管理マニュアル（2019年10月7日制定、2022年2月1日改定）に基づき、各部が文書保管台帳を作成し、文書の保存・管理を行っております。

在宅勤務長期化への対応策として、2020年9月に、業務で作成・使用の電子データの保管を、オフィス内に設置のファイルサーバー保管から Microsoft Office365 機能のクラウドストレージ (Teams・SharePoint・OneDrive) 保管に変更し、アクセス制限を要する電子データは、メンバーが特定された Team に、当該電子データを保存しております。この結果、2022年12月にオフィス内に設置のファイルサーバーを撤去いたしました。

また、前期に起案書・申請書の回付・保管ルールを見直し、2020年10月以降のものは、電子データ保存としております。

ii) 関連規程の整備

2020年12月実施の内部監査（IT情報セキュリティ）における気づき事項「クラウド環境利用にあつたての禁則事項の明確化」への対応として、2021年9月に「クラウドサービス利用マニュアル」を制定し、クラウドサービスの利用時の禁止・遵守事項を定め、適正な情報管理と情報セキュリティ事故(情報漏洩事故等)の発生抑止に努めることとしました。

また、2022年2月に、情報セキュリティに関する三菱HCキャピタルグループの方針・社内規程を踏まえ、以下の方針・社内規程の制改定を行いました。

情報セキュリティ方針
情報セキュリティ管理規則
情報セキュリティ管理マニュアル

③ リスク管理体制に関する取組みの状況

i) リスク管理規則の改定・総合リスク管理の運用

当期より、三菱HCキャピタル(株)の連結子会社となり、当社のリスク管理は、三菱HCキャピタル(株)のリスク管理の枠組みの中で、当社から各リスク所管部へリスク管理に必要な情報を提供して、三菱HCキャピタルグループのリスク管理施策を実施することが必須となり、これらを踏まえ、2022年1月に、当社のリスク管理規則を、三菱HCキャピタル(株)のリスク管理規則を準用する形に、改定いたしました。

また、総合リスク管理の運用として、2021年3月に制定の「総合リスク管理に係る細則」の運営方針に基づき、2021年5月27日開催の第79回取締役会にて「2020年度のリスクレジスターの状況」及び「2021年3月末時点の総合リ

スクマップ」を報告いたしました。

ii) 投融資案件の管理

個別案件管理として、案件取り上げ時には、審議プロセス（株主事前同意手続・投資委員会・取締役会）のなかで、個別案件に関連するリスクへの対応を含め検討されております。実行済案件については、案件毎に期中管理マニュアルを整備し、関連するリスクへの対応状況を含む定期モニタリングを半期毎に実施し、その結果を、投資委員会・取締役会に報告しております。

また、全体管理として、2021年4月28日開催の第77回取締役会に、2021年3月末時点のコミット済案件を対象としたポートフォリオ分析を報告いたしました。

なお、2022年2月に「貸倒償却および貸倒引当金の計上に関する規則」の一部改定を実施しましたが、当期に発生した投資案件にかかる公正価値評価の下落及び融資案件にかかる回収不能見込額の顕在化を踏まえ、投融資案件にかかる格付け、自己査定、貸引・減損基準などの三菱HCキャピタル(株)の枠組みを当社に適用することについて、来期継続検討してまいります。

ii) 為替リスク

2021年12月、三菱HCキャピタル(株)方針を踏まえ「資金調達等に係る規則」及び「資金調達等に係る細則」を改定し、これらの規程に基づき、月次・四半期・年次決算報告のなかで、リスクモニタリング情報を開示しております。

iii) コンプライアンスリスク

2020年10月より、三菱UFJリース(株)（現三菱HCキャピタル(株)）法務コンプライアンス部の支援を得て、国内の法令改廃情報をタイムリーに入手するシステム「ASONE」を導入し、毎月次、法令改正事項への対応要否を検証する手続を実施しております。また、海外の法令改廃情報についても、外部情報収集ツールを用いて、英国を対象として情報収集を行っております。

また、三菱HCキャピタル(株)法務コンプライアンス部が、当社の法令・コンプライアンス管理体制に関する評価を行っており、当期は「統制の整備状況は三菱HCキャピタル(株)の水準と一定程度平仄もあっており、体制として不安感はない」との評価を受けましたが、他方で、三菱HCキャピタル(株)監査部監査結果を踏まえ「体制に基づく運用面の確行が肝要であり、再発防止を含め、引き続きの教育啓蒙活動が必要」との評価もあり、引き続きコンプライアンス遵守の徹底を浸透させ、コンプライアンス教育を継続してまいります。

iv) システムリスク・情報セキュリティリスク

当期より、連結子会社として、三菱HCキャピタル(株)のITガバナンス方針が当社に適用され、2021年7月以降、情報セキュリティに関するモニタリング

報告（ウイルス検知・WEB改竄・障害発生）、「情報セキュリティ態勢チェックシート」「サイバーセキュリティ対策比較評価」の提出、並びに、三菱HCキャピタル(株)仕様の標的型メール訓練を、新たに実施いたしました。また、いったん中断しました三菱HCキャピタル(株) IT 第二部による業務支援が、2021年12月より再開いたしました。

また、セキュリティソフト「Microsoft Defender for Endpoint」の導入、インターネット環境への接続管理を強化するツール「Zscaler (Webクラウドプロキシ)」導入などにより、三菱HCキャピタル(株)の要求水準に合った在宅勤務下の情報セキュリティ強化策を実施いたしました。

引き続き、細心の注意を払い、情報セキュリティリスク・サイバーセキュリティリスクに対応してまいります。

v) 危機管理

当期より、三菱HCキャピタル(株)の連結子会社となり、三菱HCキャピタル(株)の規程・通達を踏まえ、2022年1月に危機管理規則および同規則の別表危機分類表を改定いたしました。これにより、危機事象毎に、三菱HCキャピタル(株)への報告・相談受付部店、報告・相談手段、留意点などを明確にしました。

また、在宅勤務の長期化に対応するためシステム等の環境整備を前期に実施いたしました。また、当期のBCP対応として、半期に一度、当社独自の安否確認訓練の実施及び出納業務バックアップ人員による訓練実施を行っております。

④ 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する取組みの状況

i) 事業計画の策定と進捗管理

2021年度事業計画は、株主事前同意の手続を経て、2021年3月30日開催の第75回取締役会にて承認されました。当該事業計画に基づき設定されました営業・内部管理の各施策については、常勤の取締役・主要役職者が出席する月次PDCA会議にて、進捗が報告され、全社でモニタリングしております。

当期より、当社が三菱HCキャピタル(株)の連結子会社となり、2022年度以降の事業計画は三菱HCキャピタル(株)の事業計画策定の枠組みのなかで検討してまいります。

ii) 投資委員会の開催

当社は、個別案件等を審議する会議体として、投資委員会を設置し、当期における同委員会は、計13回開催いたしました。個別案件は、投資委員会の審議結果を取締役に推奨、報告の上、取締役会で決議されております。

iii) 関連規程の整備

職務の執行が効率的に行われることを確保するための社内規程として、組織管理規則、業務分掌規則、権限規則、取締役会規則、投資委員会規則などを制定しております。これらについて当期における制改定はありませんでした。

⑤ 三菱HCキャピタルグループにおける業務の適正を確保するための体制に関する取組みの状況

i) 三菱HCキャピタルグループ一員としての社内規程類の制定

前述のとおり、三菱HCキャピタルグループの方針・社内規程等を踏まえ、各種方針・社内規程の制改定を行いました。2021年11月の三菱HCキャピタル(株)企画部通達によりグループ会社に要請された社内規程等の制改定は、2022年3月までに完了いたしました。引き続き、三菱HCキャピタル(株)の指導・支援を得ながら、社内規程類の整備に努めてまいります。

ii) 三菱HCキャピタル(株)への事前承認申請・報告

当社の取締役会決議事項・報告事項について、三菱HCキャピタル(株)グループ会社管理規程に基づき、当社を所管する三菱HCキャピタル(株)インフラ事業部を窓口として、事前承認申請・報告を行っております。

iii) 三菱HCキャピタル(株)監査等委員会・内部監査部門との連携

2021年9月、三菱HCキャピタル(株)監査部による経営監査が実施されました。前述のとおり、当該監査にて反社会的勢力対応、マネー・ローンダリング対応に関する要改善事項等が指摘され、2022年3月までに三菱HCキャピタル(株)監査部に監査措置回答書及び追加資料を提出し、対応完了いたしました。また、2021年9月、三菱HCキャピタル(株)監査等委員による当社常勤役員へのインタビューが実施されました。

⑥ 監査役の監査の実効性を確保するための取組みの状況

監査役の要請に基づき、企画管理部所属員が、監査記録の保管、監査役・会計監査人との協議などを補助いたしました。

⑦ S P Cの管理体制に関する取組みの状況

2017年7月にオランダに設立しました子会社 JII Europe B.V. は、業務委託先の TMF Netherland B.V. および Tax advisor の Ernst & Young Belastingadviseurs LLP (以下、E Yオランダ) の支援を得て、現地で必要とされる手続きを行っております。当期においては、2021年5月に2020年度決算確定を行いました。2021年5月よりオランダ税務当局より照会を受け、E Y

オランダが窓口となり対応しております。同社については、2021年11月の第88回取締役会にて、会社清算する方針を決議し、2022年3月にブックする投資案件を当社に移管し、減資を実行いたしました。今後清算に向けて、現地業務委託先と密に連携して手続を進めてまいります。

2018年9月に英国に設立しました子会社APPLE HOLDCO (J) LIMITED 及びAPPLE FINCO (J) LIMITED は、業務委託先Equitix Management Services Limited の支援を得て、現地で必要とされる手続を行っております。当期においては、2021年12月に2020年度決算の確定、並びに、2022年1月に2020年度税務申告を行いました。

以上

第6期 事業報告の附属明細書

自 2021年4月 1日
至 2022年3月31日

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

ジャパン・インフラストラクチャー・イニシアティブ株式会社

事業報告の附属明細書

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

ジャパン・インフラストラクチャー・イニシアティブ株式会社

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

川井 恵一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジャパン・インフラストラクチャー・イニシアティブ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上